

令和4年9月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（9月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年9月20日（火）午後1時30分～2時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	欠
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	欠
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	欠
〃	—	小椋功	欠

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は谷地地区の議案があるため、地区担当の農地利用最適化推進委員 佐藤誠一 委員が出席した。

4. 欠席委員

農業委員 欠席なし

推進委員 奥川維之、五十嵐好則、安部嘉久、柏谷孝雄、小椋功

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
議案第1号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局 長 佐藤 博
- 事務局 班長 渡部 達也
- 事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会9月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、谷地地区の案件があるため農地利用最適化推進委員 佐藤 誠一 委員に参加頂いております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋 隆子 委員、5番、蓮沼 喜久雄 委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局から報告)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページをご覧ください。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、こちらについては、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇字〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇字〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、申請地の半分程はすでに公益財団法人福島県農業振興公社へ貸している状況で、残りの面積について、今回、利用権を設定したいということです。

〇〇字〇〇〇11番、地目は田、面積は4,351㎡、うち申請面積は2,060㎡

〇〇字〇〇〇12番、地目は田、面積は3,773㎡、うち申請面積は1,060㎡

以下記載のとおり、2筆、

合計面積は8,124㎡（うち申請面積は3,660㎡）でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年9月21日から令和10年12月31日までの6年間。賃借料の額は年額で54,900円。1反当たりになおしますと約15,000円でございます。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星会長に確認していただきましたところ、許可相当と報告いただいております。

なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、4ページから5ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、各自ご確認願います。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和4年9月20日提出、北塩原村農業委員長 星 源嗣。

以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査員である、私から調査結果を報告します。

○委員（7番 星 源嗣 委員）

申請地は2筆。申請地の約半分は4年前から農業振興公社を通じ今回の借受人である〇〇〇〇さんにすでに貸している状態でした。今回申請する部分は、以前はイチゴ栽培用のハウスとあった所と、サクランボの木が植えてあった所で、一昨年ぐらいに、これらを取り除き田んぼとして一体的に利用している状態であり、今回、改めて申請を行ったとのことでした。

9月12日に両者から聞きとりを行いましたところ、お互い納得の上での契約であるとのことでしたので許可相当と判断いたしました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員（3番 岩田 多吉 委員）

借受人の体調は大丈夫なの。

○委員（7番 星 源嗣 委員）

現在は後継者もおおり、草刈等の作業については委託も活用しながら実施しているようです。役割分担をしながらやっているようですし問題ないと思います。

○委員（推進委員 佐藤 誠一 委員）

農業振興公社経由で契約した箇所、当人同士が直接契約をした箇所と2パターンあるが問題はないのか。

○委員（7番 星 源嗣 委員）

公社経由、当人同士直接と別々で契約を行っているが、実際にはそれぞれ1枚の田んぼと

して使用しているため、契約面積に応じてそれぞれ支払いを行って貰えば問題ないかと思えます。

○議長

他に、ご意見、ご質問等ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 4年 9月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1番 _____ (印)

議事録署名委員 5番 _____ (印)